

第1章

計画の基本方針

第1節 計画の趣旨

現在、乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にあります。

また、アレルギー疾患には、急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化により死に至ったりするものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼしています。

このような状況を鑑み、平成27年12月25日、「アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下「法」という。）」が施行され、平成29年3月21日に制定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）」が令和4年3月に改正されました。

県では、平成31年3月に「千葉県アレルギー疾患対策推進計画（以下「計画」という。）」を策定し、千葉県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備、千葉県アレルギー疾患地域基幹病院（以下「地域基幹病院」という。）の選定等によるアレルギー疾患医療提供体制の確保、研修会開催やウェブサイトの整備等によるアレルギー疾患を有する者や家族、医療従事者、相談等に携わる職種、施設職員等への情報提供等アレルギー疾患対策を総合的に推進してまいりましたが、これまでの取組を継続しつつ、改正された基本指針を踏まえ、さらに取組を充実、強化するため、計画を改定することとしました。

第2節 計画の性格

本計画は、法第13条に基づき策定し、県での各施策における個別計画等との整合性を図り、本県のアレルギー疾患対策の総合的な推進に関する計画とします。

第3節 対象とするアレルギー疾患

本計画におけるアレルギー疾患は、法第2条の規定を踏まえ、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、その他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものとします。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、2024年4月から2029年3月までの5年間とします。

ただし、国が示す基本指針の改正やアレルギー疾患に関する状況の変化があった場合は、策定から5年を経過する前であっても、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

第5節 SDG s との関係

「SDG s」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) のことで、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

SDG s の考え方は、県が目指すべき方向性と同じであることから、SDG s の推進を未来の千葉県を築いていくためには欠かせない、施策横断的な視点として位置づけ、全庁を挙げて取り組むこととしています。本計画においても、これらの趣旨を踏まえ、施策を進めてまいります。